

浜松市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
都盛4号線	浜松市中央区都盛町84番3	令和8年2月19日	拡幅区間
	浜松市中央区都盛町81番2	令和8年2月19日	拡幅区間
	浜松市中央区都盛町76番2	令和8年2月19日	拡幅区間

浜松市告示第100号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
三組13号線	浜松市中央区三組町136番18	令和8年2月19日	拡幅区間

浜松市告示第100号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
篠原116号線	浜松市中央区篠原町1231番98	令和8年2月19日	拡幅区間

浜松市告示第100号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区 間	供用開始の期日	摘 要
篠原86号線	浜松市中央区篠原町9485番3	令和8年2月19日	拡 区 幅 間

浜松市告示第100号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間浜松市浜名土木整備事務所（浜北）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道浜北小松51号線	浜松市浜名区小松895番22地内から 浜松市浜名区小松895番19まで	令和8年2月19日	
市道浜北小松61号線	浜松市浜名区小松895番22地内	令和8年2月19日	

浜松市告示第100号の6

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
舞阪乙女158号線	浜松市中央区舞阪町弁天島3483番3	令和8年2月19日	拡幅区間

浜松市告示第100号の7

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
佐藤23号線	浜松市中央区佐藤一丁目1258番28から 浜松市中央区佐藤一丁目1266番10まで	令和8年2月19日	拡幅 区間

浜松市告示第100号の8

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月19日から2週間浜松市中央土木整備事務所（三方原）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
和合69号線	浜松市中央区富塚町636番7から 浜松市中央区和合町88番71まで	令和8年2月19日	拡幅 区間